

宮崎県地域公共交通計画の策定について

令和5年6月29日
宮崎県総合交通課

1 経緯

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正等により「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通計画の策定が、令和6年度以降の地域間幹線バスに係る国庫補助の要件となった。

これを受け、策定主体となる本協議会を昨年度立ち上げ、計画策定に着手。

令和4年9月 令和4年度第1回協議会の開催（協議会設置）
基本的考え方の整理
11月～ 専門業者へ委託の上、利用状況等に係るデータの整理・分析を開始

【令和4年度第1回協議会で整理した計画の基本的考え方】

- ・ 計画の区域等
県全域を対象とし、当面は、広域的なバス路線を中心とした計画とする。
※鉄道を含め、その他の交通モードについては、必要に応じ、計画を改定することで対応する。
- ・ 計画期間
令和6年度から令和10年度までの5年間とする。
- ・ 計画の目標及びそれを達成するために行う事業
利用者数や行政負担に係る目標を設定し、目標達成に向け望ましい路線のあり方や利便性の向上、利用促進に係る取組を検討する。
- ・ 計画の達成状況の評価
計画策定後の令和7年度以降、毎年、協議会で計画の達成状況进行评估する。

2 計画骨子（案）等

別添「資料7」のとおり。

3 今後のスケジュール

令和5年6月29日 令和5年度第1回協議会（骨子案の報告）

（以降、基本方針や計画の目標を整理し、各地域の路線対策会議等で目標達成のための施策・事業について協議・検討）

9～11月 協議会の開催（素案の審議）
パブリックコメントの実施

（以降、協議会及びパブコメで出された意見等を基に、必要な修正を加え、計画案を整理）

12～3月 協議会の開催（計画承認）